

## 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和4年6月
事業の種類	廃棄物処理業
災害の概要 (注1)	<p>被災者は、大型の機械設備を解体するため、エアープラズマ切断機を用いて溶断作業を行っていたところ、溶断していた機械設備の一部(鋼板)が倒れ、その下敷きになって死亡した。</p> <p>本件は単独作業であり、災害を現認した作業者はおらず、鋼板の下敷きになっている被災者を同僚が発見したもの。</p>
再発防止・類似災害防止のためのポイント (注2)	<p>重量物等の切断を行うときは、あらかじめ、切断に伴う倒壊や飛来・落下による危険性について調査を行い、調査結果に基づき、危険防止のため必要な作業計画を定めること。</p> <p>溶断により切り離れたことに伴い、重量物等が倒壊し、作業者に危険を及ぼすおそれがある場合は、倒壊防止措置を講じること。(倒壊防止用の控え(やらず)の設置・チェーンブロックの使用等)</p> <p>労働者に必要な安全衛生教育を行うこと。</p> <p>アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務を労働者に行わせる場合は、その者に対して「アーク溶接等特別教育」を実施すること。</p> <p>なお、可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断等の作業の場合は、「ガス溶接技能講習」修了者に行わせること。</p> <p>危険を伴う作業では、万一の場合に、直ぐに救助ができるよう複数人体制で作業を行うようにしましょう！</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ プラズマ切断機を用いて溶断作業を行うときは、あらかじめ、溶断作業に伴う危険有害要因や予想される災害(火気使用による火災・爆発等)を洗い出し、当該危険有害要因に対応する災害防止対策を講じてください。</li></ul>



注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。